

「確定申告と町県民税」の申告を受け付けます

所得税の確定申告が必要な人

- ・事業を営んでいる人や不動産収入がある人、保険満期金を受け取った人などで平成30年中の合計所得金額が、所得控除の合計額を超える人
- ・平成30年中の給与収入が2千万円を超える人
- ・給与の支払いを1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）が20万円を超える人
- ・給与の支払いを2か所以上から受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える人

確定申告すると所得税が還付される人

- 確定申告をする必要がない人でも、次のような場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる場合があります。
- ・住宅ローンなどでマイホームを購入した人や新築・増改築などをした人
- ・火災・風水害、盗難などで家財などに損害を受けた人

・病気やけがなどで多額の医療費を支払った人

・平成30年の途中で退職し、その後も再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人など

町県民税の申告が必要な人

確定申告の必要はないが、平成31年1月1日に函南町に居住し、平成30年中に何らかの収入があった人（収入のない人や誰かの扶養になっていた人でも、所得証明書や非課税証明書が必要な人は申告が必要です）。

町県民税の申告が必要ない人

- ・平成30年中の所得が給与所得のみで、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人
- ・平成30年中の所得が公的年金のみで、医療費控除や社会保険料控除などがない人
- ・平成30年中の合計所得金額が28万円以下の人

※町県民税の申告をしないと国民健康保険や後期高齢者医療の優遇措置、福祉サービスなどが受けられない場合があります。

確定申告受付および相談日程(土曜日・日曜日・祝日を除く)

場 所	函南町役場 1 階町民ホール	三島商工会議所 TMO ホール	三島税務署 別館
内 容	確定申告・受付相談 開設日時	2月18日(月)～3月15日(金) 9:00～11:30、13:00～16:00	9:00～17:00(受付16:00まで)
	税理士による 無料税務相談・受付 開設日時	2月18日(月)～2月28日(木) 9:00～12:00、13:00～15:30	2月4日(月)～2月15日(金)
	税務署職員による 出張相談日 (職員1人)	2月19日(火)、2月21日(木)、 2月25日(月)、3月5日(火)、 3月11日(月)、3月14日(木)	※函南町役場で、税務署職員に直接相談 したい人は左の日程でお越しください (全6日間ですのでご注意ください)。

- 役場会場では、譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税および地方消費税・収支内訳書（一般・農業・不動産）の作成・初めての住宅ローン控除などの相談は行っていません。三島商工会議所会場でご相談ください。
- 税務署職員に直接相談したい人は三島商工会議所での相談がスムーズです。
- 三島商工会議所会場の駐車場（有料）は駐車台数に限りがあります。
- 会場の混雑状況により、受付終了時間前に締め切る場合があります。



申告の手続きなどには

- ・マイナンバーの記載
- ・本人確認書類の提示または写しの添付
が必要です

「住宅借入金等特別控除」の説明会を行います

住 宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人の説明会を開催します。申告書の作成から提出まで行います。必要書類を確認し会場へお越しください。対象市町の人を優先して実施しますので、該当の日にお越しください。

申告に必要な書類

- ① 家屋の取得年月日・床面積・取得価額などを明らかにする書類
- a 家屋の登記事項証明書（原本）
- b 請負契約書の写しや売買契約書の写し
- c 補助金の交付を受ける場合、補助金などの額を証する書類
- ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ③ 住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入に係るローンなどについてこの控除の適用を受ける場合は、次の書類などで、その敷地などの取得年月日・取得価額などを明らかにするもの
- a 敷地などの登記事項証明書（原本）
- b 敷地などの分譲に係る契約書の写し
- ④ 認定住宅の新築などに係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合

は、①～③の書類のほか、認定住宅であることを証明する次の書類

- a 認定長期優良住宅の場合：長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書（写し可）
- または認定長期優良住宅建築証明書
- b 低炭素建築物の場合：低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書（写し可）
- または認定低炭素住宅建築証明書
- c 低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合：住宅用家屋証明書（特定建築物用）
- ⑤ その他

a 源泉徴収票（給与、配当、公的年金など） 確定申告に必要な書類一式

※住宅取得資金の贈与の特例を受ける場合や中古住宅を取得した場合、増改築などをした場合は、必要書類の追加があります。詳細は国税庁ホームページか三島税務署へ確認をお願いします。

電話相談サービスをご利用ください

確定申告に関する質問・確認などの全般に関するご相談は、「電話相談センター」をご利用ください。自動音声によりご案内しています。三島税務署（987-6711）へ電話し、自動音声に従って「0」を選択。確定申告電話相談センターでご相談ください。

申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面案内に従って金額などを入力すれば、自動計算機能により計算誤りのない申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷して郵送などにより提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

国税庁ホームページ / <http://www.nta.go.jp>